

総合施設(仮称)の具体的制度設計について(案)

※平成23年5月25日 幼保一体化ワーキングチーム(第9回)資料4-3

- 本資料は、第4回幼保一体化ワーキングチーム(平成22年12月2日)の資料3「子ども園(仮称)の具体的制度設計に関する論点(案)」を基に、これまでの議論等を踏まえて、各論点について、具体案を提示するものである。
- 今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

目次

1. 基本的考え方
2. 設置主体
3. 設置認可、指導監督等
 - ① 設置認可、指導監督等の主体
 - ② 設置・廃止の手続き
 - ③ 監督
 - ④ 都道府県知事と都道府県教育委員会との関係
 - ⑤ 審議会
 - ⑥ 評価、情報公開
4. 設置基準
 - ① 原則
 - ② 設置基準の特例
5. 公立施設の管理
6. 施設に置かれる職員
7. 職員の身分等
 - ① 職員の身分
 - ② 職員の研修
 - ③ 政治的行為の制限
 - ④ 職員の給与及び福利厚生(退職金、年金及び医療保険)
8. その他(公的貸付、保健、災害給付、名称の使用制限)
9. 税制上の措置
10. 経過措置等

1. 基本的考え方

①基本的位置づけ

- 総合施設(仮称)は、学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障。

また、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもには保育を保障。

イ 満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて、保育を必要とする子どもに保育を保障。

※ 総合施設(仮称)の名称については、今後検討。既設の幼稚園及び保育所が、総合施設(仮称)に移行した場合の施設名称についても、今後検討。

- 総合施設(仮称)については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

②具体的制度設計の基本的考え方

- 総合施設(仮称)に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

2. 設置主体

- ・ 総合施設(仮称)の設置主体は、組織・資産等において永続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討。

※ 公立大学法人を設置主体に含めるかどうかは、今後検討。

※ 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人以外の法人に課す「一定の要件」は、例えば、以下のような要件が考えられる。

- ①主務省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれに要する資金並びに当該総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること
- ②当該総合施設(仮称)の経営を担当する役員が総合施設(仮称)を経営するために必要な知識又は経験を有すること
- ③当該法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること

※上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か、地方公共団体による総合施設(仮称)の組織・運営等の評価・公表を義務づけるか否かについては、今後検討。

	設置主体
総合施設 (仮称)	<p>国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人</p> <p>※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするかについては、今後検討。</p> <p>※ 一定の要件については、例えば総合施設(仮称)の経営に必要な財産を有すること等が考えられる。</p>

(参考)

	設置主体
幼稚園	<p>国、地方公共団体及び学校法人 〔教育基本法6条、学校教育法第2条〕</p> <p>※ ただし、構造改革特別区域法に基づいて一定の要件(注)を満たした株式会社やNPOについては幼稚園を設置できるとされている。</p> <p>(注)構造改革特別区域法12条2項で、以下のような一定の要件を定めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 文部科学省令で定める基準に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること イ 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること ウ 当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること
保育所	<p>設置主体制限なし 〔児童福祉法35条4項〕</p> <p>※ ただし、社会福祉法人以外の者が保育所を設置する場合については、設置認可に係る審査の基準等として一定の要件(注)が課されている。</p> <p>(注)「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日・厚生省児童家庭局長通知)で、以下のような一定の要件を定めている</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること イ 経営者が社会的信望を有すること ウ 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であること及び運営委員会を設置すること、又は経営者にサービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと エ 不正又は不誠実な行為をしておそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと オ 財務内容が適正であること

3. 設置認可(注)、指導監督等

① 設置認可、指導監督等の主体

- ・ 総合施設(仮称)の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならない、都道府県単位で行う。

※ 大都市(指定都市、中核市)に関する特例(地方自治法第252条の19及び第252条の22)等に位置づけるかどうかについては、今後検討。

- ・ 総合施設(仮称)は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならない、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。

(注)届出の受理を含む。以下同じ。

		設置認可・指導監督等の主体
総合施設 (仮称)	公立	都道府県知事 ※ 国(国立大学法人)、都道府県は不要
	私立	都道府県知事

(参考)

		設置認可・指導監督等の主体
幼稚園	公立	都道府県教育委員会 〔学校教育法4条の2 等〕 ※ 国(国立大学法人)、都道府県は不要
	私立	都道府県知事 〔学校教育法4条、私立学校法8条 等〕
保育所	公立	都道府県知事、指定都市長、中核市長 〔児童福祉法35条2項、第3項 等〕 ※ 設置認可については、都道府県、指定都市、中核市は不要、 その他の市町村は、都道府県知事に対する届出
	私立	都道府県知事、指定都市長、中核市長 〔児童福祉法35条4項 等〕

② 設置・廃止の手続き

- ・ 現行の幼稚園及び保育所に関する手続きを踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 公立の総合施設(仮称)の設置・廃止については、届出
 - イ 私立の総合施設(仮称)の設置・廃止については、認可

	公立	私立
総合施設 (仮称)	届出 ※国(国立大学法人)、都道府県は不要	認可

※ 大都市(指定都市、中核市)に関する特例(地方自治法第252条の19及び第252条の22)等に位置づけるかどうかについては、今後検討。

(参考)

	公立	私立
幼稚園	届出 〔学校教育法4条の2〕 ※ 国(国立大学法人)、都道府県は不要	認可 〔学校教育法4条〕
保育所	届出 〔児童福祉法35条3項、6項〕 ※ 都道府県、指定都市、中核市は不要	〔設置〕認可 〔廃止〕承認 〔児童福祉法35条4項、7項〕

③ 監督

- ・ 総合施設(仮称)は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その監督業務についても現行の幼稚園に対する監督と保育所に対する監督を一体的に行うことが適当である。
- ・ このため、私立幼稚園に対する都道府県知事の監督権限は閉鎖命令のみであるが、私立の総合施設(仮称)については、現行の保育所に対する立入検査、改善勧告、改善命令の権限も含め、監督権者に付与するものとする。

【公立】

総合施設(仮称)
立入検査
改善勧告 ※法令に違反していると認めるとき
改善命令 ※改善勧告に従わず、かつ、学校教育又は保育に有害であると認められるとき
事業停止命令 ※法令に違反し、かつ、学校教育又は保育に著しく有害であると認められるとき
閉鎖命令 ※法令の規定に故意に違反したとき ※法令の規定に基づく命令に違反したとき 等

(参考)

幼稚園	保育所
-	立入検査〔児童福祉法46条1項〕
-	改善勧告 ※最低基準に達しないとき〔児童福祉法46条3項〕
変更命令 ※法令等に違反したとき 〔学校教育法14条〕	改善命令 ※改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるとき〔児童福祉法46条3項〕
-	事業停止命令 ※最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき〔児童福祉法46条4項〕
閉鎖命令 ※法令の規定に故意に違反したとき ※法令の規定に基づく命令に違反したとき 等 〔学校教育法13条2項〕	-

【私立】

総合施設(仮称)
立入検査
改善勧告 ※法令に違反していると認めるとき
改善命令 ※改善勧告に従わず、かつ、学校教育又は保育に有害であると認められるとき
事業停止命令 ※法令に違反し、かつ、学校教育又は保育に著しく有害であると認められるとき
閉鎖命令 ※法令の規定に故意に違反したとき ※法令の規定に基づく命令に違反したとき 等

(参考)

幼稚園	保育所
-	立入検査〔児童福祉法46条1項〕
-	改善勧告 ※最低基準に達しないとき〔児童福祉法46条3項〕
※変更命令は適用除外 〔私立学校法5条〕	改善命令 ※改善勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるとき〔児童福祉法46条3項〕
-	事業停止命令 ※最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるとき〔児童福祉法46条4項〕
閉鎖命令 ※法令の規定に故意に違反したとき ※法令の規定に基づく命令に違反したとき 等 〔学校教育法13条1項〕	認可の取消し ※児童福祉法及び児童福祉法に基づく命令・処分違反したとき〔児童福祉法58条〕

④ 都道府県知事と都道府県教育委員会との関係

- ・ 都道府県知事が総合施設(仮称)に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、以下のような関与を行うこととする。

(公立)

学校教育の質や政治的中立性等を確保するため、都道府県知事が行う公立の総合施設(仮称)に関する監督業務等について、都道府県教育委員会が意見を言うことができることとするなど、一定の関与を行うこととする。

(私立)

都道府県知事は、私立の総合施設(仮称)に関する事務を管理・執行するに当たり、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に対し、専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第27条の2 都道府県知事は、第24条第2号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

	公立	私立
総合施設 (仮称)	都道府県知事が行う公立の総合施設(仮称)に関する監督業務等について、都道府県教育委員会が意見を言うことができることとするなど、一定の関与を行うこととする。	都道府県知事は、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に助言・援助を求めることができる。

(参考)

	公立	私立
幼稚園	—	都道府県知事は、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に助言・援助を求めることができる。 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条の2〕
保育所	—	—

(—:制度なし)

⑤ 審議会

- ・ 都道府県知事等が児童福祉施設に対し、重大な行政処分を行う場合には、行政処分の適正性を確保する観点から、児童福祉審議会の意見を事前に聴かなければならないこととされている。
- ・ 都道府県知事が私立学校に対し行政処分を行う場合には、私学の自主性を確保する観点等から、私立学校審議会の意見を事前に聴かなければならないこととされている。
- ・ これらの審議会の設置趣旨を踏まえ、総合施設(仮称)については、以下のとおりとする。

【公立】

- ・ 公立の総合施設(仮称)に対し事業停止命令、閉鎖命令を行う場合には、行政処分の適正性を確保する観点から、総合施設(仮称)に関する審議会の意見を事前に聴かなければならない。

【私立】

- ・ 私立の総合施設(仮称)に対し、設置認可、改善勧告・命令、事業停止命令、閉鎖命令を行う場合には、その自主性を確保する観点等から、総合施設(仮称)に関する審議会の意見を事前に聴かなければならない。
- ・ なお、総合施設(仮称)に関する審議会は、学校教育と保育に関する既存の審議会を活用するなど、地域の実情に応じて、弾力的な設置・運営が行えるようにする。

(参考)

	総合施設 (仮称)	
	公立	私立
設置認可	—	○
改善勧告 改善命令	×	○
事業停止命令	○	○
閉鎖命令 又は認可の取消し(※3)	○	○

幼稚園		保育所	
公立	私立	公立	私立
×	○	—	×
× (※1)	— (※2)	×	×
—	—	○	○
×	○	—	×

○ 制度があり審議会の意見聴取あり

× 制度があるが、審議会の意見聴取なし

— 制度が存在しない

※1 公立幼稚園においては変更命令

※2 私立幼稚園においては変更命令が適用除外とされている(私立学校法5条)

※3 総合施設(仮称)及び幼稚園にあつては「閉鎖命令」、保育所にあつては「認可の取消し」

⑥ 評価、情報公開

- ・ 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力に資するため、総合施設(仮称)の運営に関する情報提供を義務化する。

	自己評価等	情報提供
総合施設(仮称)	自己評価【義務】 関係者評価・第三者評価【努力義務】	積極的情報提供【義務】

(参考)

	自己評価等	情報提供
幼稚園	自己評価【義務】 〔学校教育法42条の準用〕 関係者評価【努力義務】 〔学校教育法施行規則第67条の準用〕	積極的情報提供【義務】 〔学校教育法43条の準用〕
保育所	自己評価【努力義務】 〔社会福祉法78条1項〕 第三者評価【努力義務】 〔社会福祉法78条1項〕	積極的情報提供【努力義務】 〔児童福祉法48条の3 1項〕

4. 設置基準

①原則

- ・ 学校教育・保育の質を確保する観点から、現行の幼保連携型認定こども園制度の基準を基礎として全国一律の基準を設ける。
- ・ 総合施設(仮称)における学校教育機能及び保育機能の充実等を図るため、職員配置基準(学級編制基準)の引上げを検討する。

※ 設置基準に関して、国の基準と地方の裁量の範囲については、今後検討。

現行(幼保連携型認定こども園)	
職員配置	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> 【保育部分】 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 </div> <div style="width: 45%;"> 【学校教育部分】(3歳以上児のみ) 1学級当たり35人 </div> </div>
運動場	2歳児: 幼児1人につき3.3㎡(付近の代替できる場所又は屋上でも可) 3～5歳児: 1学級330㎡、2学級360㎡、3学級400㎡、以降1学級増える毎に+80㎡(同一敷地又は隣接する位置が原則)
食事提供	自園調理(一定の場合に3歳以上児に関してのみ外部搬入可)※一定の場合: 業務上必要な注意を果たしうる体制の確保等
調理室	必置※外部搬入を行う場合にも調理室は必要(その場合、自園調理する場合に比べ、小規模なものでも可であり、専用の室である必要もない。)
施設面積	0・1歳児: 乳幼児1人につき3.3㎡(ほふく室)、1.65㎡(乳児室のみ) 2歳児: 幼児1人につき1.98㎡(保育室又は遊戯室のみ) 3～5歳児: 1学級180㎡、2学級320㎡、3学級420㎡、以降1学級増える毎に+100㎡(園舎全体)

総合施設(仮称)において同様の扱いとする。

(1) よりきめ細やかな対応を可能とするための職員配置

- こども園(仮称)においては、長時間利用・短時間利用などの多様な利用形態への対応、小規模保育などの多様な保育との連携、体調不良児や手厚い支援が必要となる子どもへの対応など子どもの健康・安全の保持が可能となる体制を確保する必要がある。これらの状況に対応し、よりきめ細やかな対応を実施するため、職員配置の改善を検討。

(例) ・ 3歳児を中心とする職員の配置改善(家庭内保育からの円滑な移行等)

- ・ 体調不良児対応等のための看護師等や地域の療育支援・子育て支援を行う専門スタッフの配置 等

(2) 3歳以上児(標準時間利用)のクラス編制単位の改善など、学校教育の質の向上

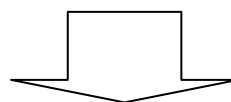
- ・ 小学校1年生の学級編制基準の改善(40人学級→35人学級)を踏まえつつ、幼児の年齢や発達状況に対応したきめ細かな教育を推進する観点から、1クラスの人数の見直しを検討するなど、学校教育の質の向上を検討する。

(出典)平成23年5月18日・第11回基本制度ワーキングチーム配付資料5(11頁～12頁)

②設置基準の特例【3歳以上児に係る基準の特例】
(既存施設から移行する場合)

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園からの円滑な移行を考慮し、運動場及び施設面積について、現行の幼保連携型認定こども園における基準の特例と同様の特例を設ける。

現行(幼保連携型認定こども園の特例)	
運動場	<p>幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たせば可(既存施設から移行する場合に限る)</p> <p>※ 幼保連携型認定こども園における既存施設の特例：幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可(子どもが安全に利用できる場所であること等を条件に代替できる場所又は屋上でも可)</p> <p>[参考] 幼稚園：1学級330㎡等(同一敷地又は隣接する位置が原則) 保育所：1人につき3.3㎡(保育所の付近の代替できる場所又は屋上でも可)</p>
施設面積	<p>幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たせば可(既存施設から移行する場合に限る)</p> <p>※ 幼保連携型認定こども園における既存施設の特例：幼稚園・保育所いずれかの面積基準を満たしていれば可</p> <p>[参考] 幼稚園：1学級180㎡等(園舎全体) 保育所：1人につき1.98㎡等(保育室又は遊戯室のみ)</p>



総合施設(仮称)において同様の扱いとする。

5. 公立施設の管理

- ・ 公立の総合施設(仮称)の管理は、地方公共団体において、学校教育と保育の双方を統括する地方公共団体の長が行う。
- ・ 総合施設(仮称)は、学校教育を提供する施設であることから、学校教育の質や政治的中立性等を確保するため、地方公共団体の長が行う公立の総合施設(仮称)に関する規則制定等について、教育委員会が意見を言うことができることとするなど、一定の関与を行うこととする。

	公立施設の管理
総合施設(仮称)	地方公共団体の長

(参考)

	公立施設の管理
幼稚園	教育委員会 〔地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条〕
保育所	地方公共団体の長 〔地方自治法244条の2 1項〕

6. 施設に置かれる職員

- ・ 総合施設(仮称)は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

- ・ 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭(仮称)等を置く。

- ・ 保育教諭(仮称)は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。

- ・ なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

	必置の職員	任意設置の職員
総合施設 (仮称)	園長、保育教諭(仮称)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員	副園長、保育教頭(仮称)、主幹保育教諭(仮称)、指導保育教諭(仮称)、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、助保育教諭(仮称)、講師、学校用務員

(参考)

	必置の職員	任意設置の職員
幼稚園	園長、教頭、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師	副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、助教諭、講師、学校用務員
保育所	保育士、嘱託医、調理員	なし

※ 体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理の充実を図るため、看護師の配置を検討する。
 (「子ども・子育てビジョン」では、全ての保育所で体調不良児への対応に取り組むことが平成26年度までの目標として掲げられている。)

7. 職員の身分等

① 職員の身分

【公立】

- ・ 公立の総合施設(仮称)の職員については、教育公務員特例法に規定する教育公務員として取り扱い、職務と責任の特殊性に配慮した研修や政治的行為の制限等を行う。

【私立】

- ・ 私立の総合施設(仮称)の職員については、就業規則等の定めるところによる。

	公立	私立
総合施設 (仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 ・教育公務員特例法 等の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の適用

(参考)

	公立	私立
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 ・教育公務員特例法 等の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の適用
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法 等の適用 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則等の適用

② 職員の研修

【公立】

- ・ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
- ・ 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

【私立】

- ・ 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。

	公立	私立
総合施設 (仮称)	<p>教員について研修の充実が図られなければならない 〔教育基本法9条〕</p> <p>研修機会の付与、職専免研修等 〔教育公務員特例法22条〕</p> <p>新任者に対する研修、10年経験者研修、指導改善研修 〔教育公務員特例法23～25条の3、附則4、5条〕</p>	<p>教員について研修の充実が図られなければならない 〔教育基本法9条〕</p> <p>職員が必要な知識等の修得に努める義務 〔児童福祉施設最低基準7条の2〕</p>

(参考)

	公立	私立
幼稚園	<p>教員について研修の充実が図られなければならない 〔教育基本法9条〕</p> <p>研修機会の付与、職専免研修等 〔教育公務員特例法22条〕</p> <p>新任者に対する研修、10年経験者研修、指導改善研修 〔教育公務員特例法23～25条の3、附則4、5条〕</p>	<p>教員について研修の充実が図られなければならない 〔教育基本法9条〕</p>
保育所	<p>職員が必要な知識等の修得に努める義務 〔児童福祉施設最低基準7条の2〕</p> <p>研修機会の付与（勤務能率の発揮・増進のための機会） 〔地方公務員法39条〕</p>	<p>職員が必要な知識等の修得に努める義務 〔児童福祉施設最低基準7条の2〕</p>

③ 政治的行為の制限

【公立】

- ・ 総合施設(仮称)における政治教育その他政治的行為を禁止する。
- ・ 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限(※)を課す。

(※)国家公務員と同様の制限(地方公務員は、原則として所属地方公共団体域内の制限だが、国家公務員は全国において政治的行為が制限される等)

【私立】

- ・ 総合施設(仮称)における政治教育その他政治的行為を禁止する。

	公 立	私 立
総合施設 (仮称)	(総合施設(仮称)) 総合施設(仮称)における政治教育その他政治行為の禁止 〔教育基本法14条2項〕	(総合施設(仮称)) 総合施設(仮称)における政治教育その他政治行為の禁止 〔教育基本法14条2項〕
	(職員) 国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず政治的行為が制限等) 〔教育公務員特例法18条により、国家公務員法102条と同様の制限〕	(職員) 制限なし

(参考)

	公 立	私 立
幼稚園	(幼稚園) 幼稚園における政治教育その他政治行為の禁止 〔教育基本法14条2項〕	(幼稚園) 幼稚園における政治教育その他政治行為の禁止 〔教育基本法14条2項〕
	(教員) 国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかわらず政治的行為が制限等) 〔教育公務員特例法18条により、国家公務員法102条と同様の制限〕	(教員) 制限なし
保育所	(保育所) 制限なし	(保育所) 制限なし
	(職員) 政治的行為の制限(原則として所属地方公共団体域内で制限) 〔地方公務員法36条〕	(職員) 制限なし

④ 職員の給与及び福利厚生(退職金、年金及び医療保険)

【公立】

- ・ 総合施設(仮称)の職員は、保育所の職員に近い勤務態様となるため、教職調整額制度(※)は適用せず、時間外勤務、休日勤務を行った場合はそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

(※)教職調整額制度

教員の職務と勤務態様の特殊性を踏まえ、教員の勤務時間の内外を問わず包括的に評価することとして、時間外勤務手当や休日勤務手当は支給せず、これに替えて一律に教職調整額(給料月額の4%を基準)を支給することとされている。

- ・ 公立総合施設(仮称)の職員については、公立学校共済組合に加入する。

【私立】

- ・ 私立総合施設(仮称)の職員については、設置主体(学校法人・社会福祉法人等)に応じて、対象となる福利厚生制度に加入する。

※ 社会福祉法人等が設置する幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園が総合施設(仮称)に移行した場合等については、移行前に加入していた年金・医療保険制度に加入できるようにする。

<給与>

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
総合施設 (仮称)	条例 〔地方自治法204条③〕 〔教特法※ ¹ 13条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕

(参考)

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
幼稚園	条例 〔地方自治法204条③〕 〔教特法※ ¹ 13条〕 教職調整額 〔給特法※ ² 23条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕
保育所	条例 〔地方自治法204条③〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	就業規則 〔労働基準法89条〕

※1 「教育公務員特例法」をいう。

※2 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」をいう。

<退職金>

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
総合施設(仮称)	条例 〔地方自治法204条②〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	社会福祉施設職員等 退職手当共済制度 〔社会福祉施設職員等 退職手当共済法〕	就業規則 〔労働基準法89条〕

(参考)

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
幼稚園	条例 〔地方自治法204条②〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	社会福祉施設職員等 退職手当共済制度 〔社会福祉施設職員等 職手当共済法〕※	就業規則 〔労働基準法89条〕
保育所	条例 〔地方自治法204条②〕	就業規則 〔労働基準法89条〕	社会福祉施設職員等 退職手当共済制度 〔社会福祉施設職員等 退職手当共済法〕	就業規則 〔労働基準法89条〕

※ 申出施設等職員であり、掛金は3倍

<年金>

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
総合施設 (仮称)	公立学校共済組合 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	厚生年金 〔厚生年金保険法〕 ※総合施設(仮称)法施行前に私 学共済に加入していた者は私学共 済に継続加入が可能とする	厚生年金 〔厚生年金保険法〕 ※総合施設(仮称)法施行前に私 学共済に加入していた者は私学共 済に継続加入が可能とする

(参考)

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
幼稚園	公立学校共済組合 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕
保育所	市町村職員共済組合等 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	厚生年金 〔厚生年金保険法〕	厚生年金 〔厚生年金保険法〕

<医療保険>

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
総合施設 (仮称)	公立学校共済組合 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	健康保険 〔健康保険法〕 ※総合施設(仮称)法施行前に私 学共済に加入していた者は私学共 済に継続加入が可能とする	健康保険 〔健康保険法〕 ※総合施設(仮称)法施行前に私 学共済に加入していた者は私学共 済に継続加入が可能とする

(参考)

経営主体	市町村	学校法人	社会福祉法人	個人・宗教法人・その他
幼稚園	公立学校共済組合 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕
保育所	市町村職員共済組合等 〔地方公務員等共済組合法〕	私立学校教職員共済 〔私立学校教職員共済法〕	健康保険 〔健康保険法〕	健康保険 〔健康保険法〕

8. その他(公的貸付、保健、災害給付、名称の使用制限)

① 公的貸付

- ・ 経営主体により分けることとし、学校法人立の総合施設(仮称)は日本私立学校振興・共済事業団の貸付対象、社会福祉法人立の総合施設(仮称)は、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象とする。

	学校法人	社会福祉法人
総合施設 (仮称)	日本私立学校振興・共済事業団 (日本私立学校振興・共済事業団法)	独立行政法人福祉医療機構 (独立行政法人福祉医療機構法)

(参考)

	学校法人	社会福祉法人
幼稚園	日本私立学校振興・共済事業団 (日本私立学校振興・共済事業団法)	日本私立学校振興・共済事業団 (日本私立学校振興・共済事業団法)
保育所	日本私立学校振興・共済事業団 (日本私立学校振興・共済事業団法)	独立行政法人福祉医療機構 (独立行政法人福祉医療機構法)

② 保健

総合施設(仮称)においては、乳児及び幼児の保健衛生の確保の観点から、以下のような措置を講じる。

- ・ 感染症の流行を防止するための措置として、総合施設(仮称)においても出席停止や臨時休業を行えることとする。
- ・ ただし、臨時休業を行うに当たっては、例えば、感染症の流行時に保育を必要とする医療従事者等の子どもに対して、確実に保育が提供される体制が構築されていることが前提となる。

(参考)

事 項	総合施設(仮称)
保健計画の策定	保健計画の策定
保健室の設置	保健室の設置義務
健康診断	健康診断実施義務
出席停止	出席停止制度あり
臨時休業	臨時休業制度あり
医師、歯科医師、 薬剤師の配置	学校医、学校歯科医、学 校薬剤師の配置義務あり

幼稚園	保育所
保健計画の策定 〔学校保健安全法5条〕	保健計画の策定 〔保育所保育指針5章〕
保健室の設置義務 〔学校保健安全法7条〕	医務室の設置義務 〔児童福祉施設最低基準32条〕
健康診断実施義務 〔学校保健安全法13条、15条、 学校教育法 12条〕	健康診断実施義務 〔児童福祉施設最低基準12条〕
出席停止制度あり 〔学校保健安全法19条〕	— (※)
臨時休業制度あり 〔学校保健安全法20条〕	—
学校医、学校歯科医、学校薬剤 師の配置義務あり 〔学校保健安全法23条〕	嘱託医のみ配置義務あり 〔児童福祉施設最低基準33条〕

○ 体調不良児への対応、園児の健康管理、施設の衛生管理の充実を図るため、看護師の配置を検討する。(再掲)

※法令、指針上の明示はないが、学校保健安全法施行規則第18条に規定されている感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、同規則第19条に規定されている出席停止期間を守ることを基本としている。

③ 災害給付

- ・ 総合施設(仮称)については、幼稚園及び保育所と同様、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付の対象とする。

	災害共済給付
総合施設(仮称)	対象

(参考)

	災害共済給付
幼稚園	対象 〔独立行政法人日本スポーツ振興センター法15条1項6号〕
保育所	対象 〔独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則8条〕

④ 「総合施設(仮称)」の名称の使用制限

- ・ 幼稚園及び認定こども園の名称については、その使用が制限されている。
- ・ 総合施設(仮称)についても、幼稚園及び認定こども園と同様に、「総合施設(仮称)」という名称について使用を制限する。
- ・ 当該名称の使用制限については、総合施設法(仮称)の施行後、一定の猶予期間を設ける。

※ 認定こども園制度においては、「認定こども園」という名称の使用制限について、6ヶ月の猶予期間が設けられた。

	名称の使用制限
総合施設(仮称)	何人も、総合施設(仮称)でないものについては、「総合施設(仮称)」という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

(参考)

	名称の使用制限
幼稚園	学校以外の教育施設は、幼稚園の学校の名称を用いてはならない。〔学校教育法135条〕
保育所	なし
認定こども園	何人も、認定こども園でないものについて、認定こども園という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。 〔認定こども園法※9条〕

※「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」をいう。

9. 税制上の措置

- ・ 総合施設(仮称)に係る税制については、現行の幼稚園及び保育所と同様の措置を講ずることを検討する。

(参考) 税制優遇措置(法人自らに係るもの※1)の比較

法人類型		学校法人※2 社会福祉法人	公益社団・財団法人	NPO法人	医療法人	一般社団・財団法人	株式会社
設立等手続		認可	認定	認証	認可	登記のみ	登記のみ
出資持分の定め※3		なし	なし	なし	なし※4	なし	あり
国税	法人税	非収益事業※5	非課税	非課税	非課税	課税(30%) (非営利型※9は非課税)	課税(30%)
		収益事業※5	目的事業	非課税	課税(30%)	課税(30%)	
			目的外事業	課税(30%)			
	みなし寄附金制度※10	あり	あり	なし (認定NPO※11はあり)	なし (社会医療法人※8はあり)	なし	なし
	金融資産に係る所得税※12	非課税	非課税	課税	課税 (社会医療法人※8は非課税)	課税	課税
	社会福祉事業や校舎・運動場等に係る登録免許税	非課税	非課税	課税	課税	課税	課税
地方税	住民税(法人税割)※13	非課税	非課税	非課税	課税	課税 (非営利型※9は非課税)	課税
	事業税※13				課税 (社会保険診療のみ非課税。社会医療法人※8は社会保険診療を含め医療保健業が非課税)		
	事業所税※13※14				保育所:非課税 幼稚園:課税 (病院・介護施設等は非課税)	保育所:非課税 幼稚園:課税 (非営利型※9は非課税)(病院等は非課税)	保育所:非課税 幼稚園:課税 (病院等は非課税)
	不動産取得税※15 固定資産税※15 都市計画税※15				非課税	非課税	保育所:非課税 幼稚園:課税

※1 寄附税制を除く。また本表では、公益事業に係る税制を比較するため、法人税を除き、基本的に目的事業・財産に係る税制についてのみ掲載している。※2 税制上の優遇措置は、学校法人に係るものであり、学校(幼稚園)に係る優遇措置は、以下に係る消費税の非課税措置を除き、存在しない。①授業料(給食費を含む)、②入学金、③施設設備費(スクールバス代を含む)、④入学試験検定料、⑤在学証明等に係る手数料。なお、学校を運営する他の法人類型において適用される税制優遇措置は以下のとおり。①いわゆる学校教育法附則6条園に係るもの…事業所税の非課税措置、②個人立幼稚園に係るもの…相続税(幼稚園における学校教育の用に供するもの)又は贈与税の非課税措置。

※3 持分の定めとは、当該法人を設立するための財産の提供をした者が、当該法人への出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができる旨の定め。

※4 平成19年4月以降に設立される医療法人は、持分の定めのない医療法人に限られる。それ以前の既存の持分の定めのある医療法人は当分の間、存続可能。

※5 税法上の収益事業…物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、芸芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権提供業、派遣業。

※6 社会福祉法人が行う医療保険業、無料定額宿泊事業として行う不動産貸付業は収益事業から除外されて非課税。

※7 特定医療法人は、公益性に関する一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を得た医療法人。

※8 社会医療法人は、救急医療等確保事業に係る医療を行う等の一定の要件を満たすものとして都道府県知事の認定を受けた医療法人。

※9 「非営利性が徹底された法人」及び「共益的活動を目的とする法人」として複数の条件を満たした法人。

※10 みなし寄附金制度とは、収益事業所得を公益目的事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして損金算入(所得から控除)する制度。学校法人・社会福祉法人・社会医療法人は「収益事業所得の50%又は年200万円のいずれか大きい額」、公益法人・社団法人は「収益事業所得の50%又は公益目的事業の必要経費のいずれか大きい額」、認定NPOは「収益事業所得の20%」。

※11 認定NPOは、複数の条件を満たして国税庁長官の認定を得た法人。 ※12 利子・配当等に係る源泉徴収される所得税。 ※13 非収益事業に関するもの。 ※14 社会福祉事業の用に供する施設、病院及び診療所は非課税。 ※15 幼稚園等に係るもの。

10. 経過措置等

- ・ 保育所(3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。)については、小学校就学前の全ての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後に全て総合施設(仮称)に移行する。
- ・ 認定こども園が総合施設(仮称)へ移行する場合には、円滑に移行できるよう、所要の措置を講ずる。
- ・ 建築基準法等、その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

※ 総合施設(仮称)の包括的な民間委託の扱いについては、今後検討。

(参考) 私立幼稚園の学校法人以外による設置の状況

設置主体	財団法人	社団法人	宗教法人	その他の法人 (社会福祉法人等)	個人	計
設置数	7	1	450	21	425	904

(出典)文部科学省 平成22年度学校基本調査 ※数字は平成22年5月1日現在

(参考) 私立保育所の社会福祉法人以外による設置の状況

設置主体	財団法人	社団法人	学校法人	宗教法人	NPO	株式会社	その他の法人 (生協等)	個人	計
設置数	197	6	321	260	66	215	35	176	1,276

(出典)厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ ※数字は平成22年4月1日現在